

共同住宅の耐震化補助制度のご案内

岡崎市では非木造の共同住宅の耐震診断費、耐震改修設計費、耐震改修工事費の一部を予算の範囲内で補助します。

※補助金額は交付年度により変更します。(下記はR8年度交付の場合)

補助の対象

- ◆ 用途：非木造の共同住宅 ◆ 建築時期：昭和56年5月以前の着工

補助の内容

耐震診断費 上限120万円

- ◇ 補助額：診断に要する費用と下表の基準額のいずれか少ない額の2/3以内
 ◇ 建築士事務所登録のある建築士（建築士法第3条に規定する規模は一級建築士）が行い、地震に対し安全な構造であると診断されたものは市が定める第三者機関で判定を受けてください。

【基準額表】

延べ床面積区分	基準額
面積 1,000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当り 3, 670円を乗じて得た額
面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当り 1, 570円を乗じて得た額
面積 2,000 m ² を超える部分	面積に 1 m ² 当り 1, 050円を乗じて得た額

改修設計費 上限250万円

- ◇ 補助額：設計に要する費用の2/3 かつ 1棟あたりの戸数×10万円以内
 ◇ 建築士事務所登録のある建築士（建築士法第3条に規定する規模は一級建築士）が設計し、市が定める第三者機関で計画評定等を受けてください。

改修工事費 上限1000万円

- ◇ 補助額：耐震改修工事費(※)の23% かつ 1棟あたりの戸数×90万円以内
 ※ 耐震改修工事費：耐震性能を向上させるための躯体補強工事費等で、補強を行うための解体復旧費等を含む
 ・マンション(3階かつ1,000 m²以上)・・・51,700円/m² 以内
 ・上記以外・・・39,900円/m² 以内
 ◇ 市が定める第三者機関で計画評定等を受けた設計に従い、改修工事（原則設計者が工事監理）を行ってください。なお、前年9月の第2金曜日までに事前相談書が提出されている必要があります。

申込み方法

事業を行おうとする年度の前年度の9月の第2金曜日までに事前相談書を提出し、事業を行う年度の10月の末日（改修工事費の場合は9月末日）までに交付申請をしてください。

留意事項

- ◎ 診断には建築時の図面が必要です。
- ◎ 診断・設計・工事 請負契約前（診断・設計・工事 着手前）に補助金申請を行い補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。
- ◎ 事前に診断・設計・工事に着手している場合は補助金を交付することができません。
- ◎ 工事は建築確認手続きの対象となる可能性がありますので、補助金申請の際には手続きの必要性の確認をお願いします。

【共同住宅耐震化補助の流れ】

<申請者>

○申請者から耐震診断・改修の依頼
耐震診断・改修等の内容について市へ事前相談

①事前相談書提出
事業を行う前年度の9月第2金曜日までに提出

○補助金交付申請書類の作成
・提出書類はチェックリストを参照

②補助金交付申請書提出
事業を行う年度の10月の末日までに提出（改修工事の場合は9月末日）

*** 交付決定通知後に申請者と請負契約**

③着手届提出
 いずれか遅い日から
 ・補助金交付決定日 } 20日以内に着手する。
 ・事業着手予定日 } 着手してから10日以内に**着手届**を提出

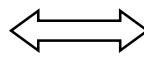
・請負契約書の写しを添付

④完了実績報告書提出
 ……完了後30日以内に提出
事業を行う年度の2月第1金曜日までに提出
 ・提出書類はチェックリストを参照
 ・改修工事は耐震改修証明書交付申請（税制優遇措置が受けられる可能性あり）

⑤補助金支払請求書提出

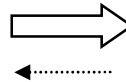
【前年度】

事前相談



【次年度】

補助金申請

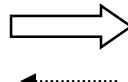


着手

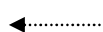
中間検査

電話で
日時予約

工事完了



補助金交付



<岡崎市>

事前相談

- ・ 補助の対象の確認
- ・ 補強工事の内容
- ・ 申請書の書き方 等

申請書審査

（14日前後かかります）

↓審査OK↓

市から申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付。

（改修の場合は中間検査の実施時期を記載）

中間検査実施

（改修の場合）

完了実績報告書確認

↓審査OK↓

市から申請者へ「補助金確定通知書」を送付。

申請者へ補助金交付